

海岸漂着ごみ対策について

【環境省・内閣府・総務省・外務省・水産庁・経産省・国土交通省・気象庁・海上保安庁】

提案・要望の内容

日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策について、政府が一体的に取り組むこと。

- 1 外交ルートを通じて日本海対岸諸国に実態調査と原因究明を強く要請すること。
- 2 日本海対岸諸国に対し「海洋法に関する国際連合条約」や「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」に基づき、原因者に対する厳正な措置を講じること及び監視・指導体制の強化について要請すること。
- 3 漂着ごみの実態に応じた処理体制などの抜本的対策を講じるとともに、それまでの間は、処理に携わる関係地方公共団体への支援を充実すること。

【現状と課題】

- 近年、日本海沿岸には、いわゆる海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっている。これらのごみは、ほとんどの場合原因者が特定できないことから、現状では沿岸市町村において回収・処理されており、また膨大な労力や費用が沿岸市町村の大きな負担となっている。
- 平成20年2月、島根県の海岸に日本海対岸諸国のものと思われる多量のポリ容器の漂着があり、その一部からは強酸性の内容物も確認されている。
- 平成18年8月には、多量の注射針等医療系廃棄物が漂着しており、住民の安全確保及び海岸の景観を保全するうえで支障を生じる事態となっている。

【現状と課題】

- 今回の漂着したポリ容器の一部から、内容物に強酸性を示すものを確認し、また過去には医療系廃棄物等危険な漂着物もあることから、漂着に係る情報収集を図るとともに沿岸市町村に対し情報提供及び注意喚起を行っている。
- 処理費用が沿岸市町村の負担となっているため、島根県では平成14年から「海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金」制度を設け、市町村の負担軽減に努めている。
- 海岸漂着ごみに関する総合的な対策の確立については、以前から日本海沿岸地帯振興連盟や中国地方知事会を通じて情報提供及び情報共有しつつ、関係省庁に対し要望を行っているが、引き続き国への働きかけを行っている。

【提案要望の効果】

- 日本海対岸諸国において、原因の究明と監視指導の強化が着実に実施されことが期待できる。
- 原因の発生抑制ができれば、沿岸市町村における、海岸漂着物による膨大な回収・処理の負担が軽減され、かつ沿岸住民の不安も解消される。

時 期	ハンゲル語標記ポリ容器の漂着量(個) ～県内漂着分～
H12.3	5,430 (内容物有39)
H12.12～H13.3	3,452 (内容物有40)
H14.1～3	約1,700 (内容物有5)
H15.1	2,627 (内容物有12)
H18.1	約1,377+ α (内容物有含む)
H20.2～3	約6,400 (内容物有55)

